

滋賀県被災者生活再建支援制度について

1 制度の必要性・検討経過

- 平成25年台風第18号により、多くの県民が被災。住宅についても全壊、半壊等の被害多数。



被災者生活再建支援法に基づく国・県による支援制度は対象外
市町村または都道府県ごとに、その被害規模により制度適用の有無を決定するため、同一の災害で被災しても、居住する市町村によっては支援が受けられない場合あり。

住宅の半壊または床上浸水の被害を受けた世帯に対する支援も必要



臨時かつ緊急的に県独自の被災者生活再建支援制度（県負担10/10）を設け、被災者に対し支援金を交付したところ



被災者の生活の安定と被災地の速やかな復興のためには、あらかじめ恒久的な支援制度を設けておくことが必要



恒久的な支援制度について、市町と協議・検討し、今般、制度案の骨子について合意

(今後の予定)

平成28年3月 「滋賀県被災者生活再建支援事業費補助金交付要綱（案）」を確定
～出水期 各市町において、被災者生活再建支援金交付要綱（案）を作成

2 制度の概要

★制度案の骨子

- 市町の事業とし、県は市町が負担した額の2/3を補助。
- 県の補助率は、市長会長、町村会長、知事の合意なしでは変更できない。
(確認書を作成)
- 支援の対象とする災害の規模は、法に基づく県の支援制度よりも要件を緩和し、原則、県内で5世帯以上の全壊被害が発生した災害とする。
- 支援の対象とする住宅の被害の程度についても、法に基づく県の支援制度より拡充し、全壊、解体、大規模半壊に加え、半壊、床上浸水も含める。

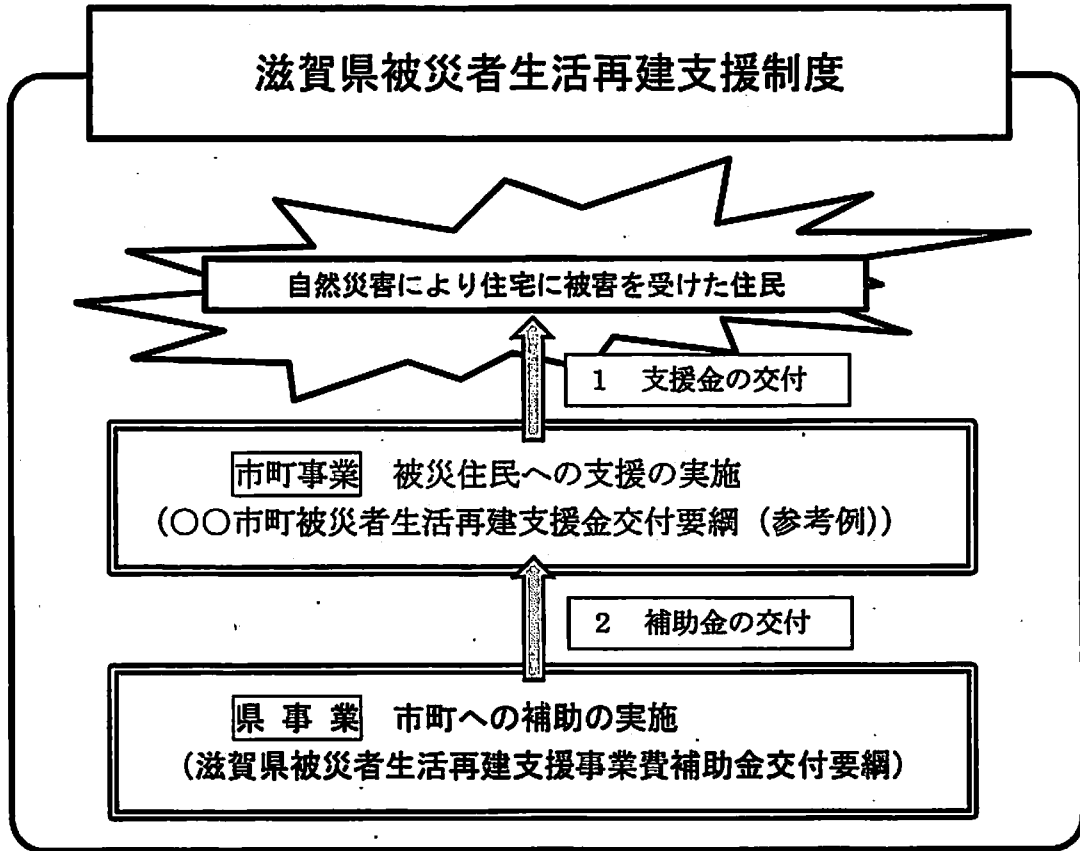
制度	対象とする自然災害の規模等	最大支給額 [単位:万円] ()は基礎支援金額(内数)					財源	市町の対応
		全壊	解体	大規模半壊	半壊	床上浸水		
法(県事業)	① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県等	300 (100)	300 (100)	250 (50)	-	-	被災者生活再建支援基金(各都道府県拠出)から支給、基金が支給する支援金の1/2相当額を国が補助	- (申請受付事務)
台風18号	○被災者生活再建支援法が適用されない自然災害 ○同法が対象としない半壊および床上浸水も対象 ○平成25年台風18号による災害に限定	300 (100)	300 (100)	250 (50)	135 (35)	50 (25)	県10/10	- (申請受付事務)
恒久制度案	○ 被災者生活再建支援法に基づく県の支援制度が適用されない自然災害 ・ 原則、県内で5世帯以上の全壊被害が発生した災害 ・ その他、知事と被災市町長の協議により対象とした災害	300 (100)	300 (100)	250 (50)	110 (35)	50 (25)	県は左記の交付額を上限として市町が交付した額の合計額の2/3を補助 市町の負担は実質1/3	災害や支援額などについては、市町の実情等に応じて要綱を整備する。

【具体例】

- ・ 県内で5世帯以上の住宅が全壊した災害と概ね同規模程度の災害(半壊10世帯以上、床上浸水15世帯以上の災害等)
- ・ 1の市町で3以上の住宅が全壊したもの
- ・ 隣接府県境で大規模な災害が発生し、隣接府県が国の支援制度の対象となった場合 など

滋賀県被災者生活再建支援制度について

■滋賀県被災者生活再建支援制度の概要



■滋賀県被災者生活再建支援事業費補助金交付要綱（案）について

(1) 趣旨

自然災害による被災者の生活再建支援および地域コミュニティの崩壊防止は、地方自治体にとって喫緊の課題となっています。

全国的な支援制度として、平成10年から被災者生活再建支援法が施行されていますが、同法による支援は大規模な災害を対象にするものであり、これまで本県において適用された実績はありません。

一方、本県では、平成25年台風第18号により住宅に被害を受けた被災者に対し、平成25年台風18号滋賀県被災者生活再建支援制度により支援を行ってきたところです。

今般、災害が頻発する状況の中で被災者の生活の安定と被災地の速やかな復興のためには、恒久制度としての被災者生活再建支援制度が必要であることから、滋賀県被災者生活再建支援事業費補助金交付要綱（案）（以下「要綱」という。）を定めました。

この要綱では、知事は、市町が被災住民に対して支援金を交付する場合における経費について、予算の範囲内において、補助金を交付するものと定めています。

(2) 適用条件

この要綱は、自然災害により次の各号のいずれかに該当する場合に適用します。

- (1) 県内で5世帯以上の住宅に全壊の被害が発生したとき
- (2) その他知事と被災市町長の協議により特に必要と認めたとき

なお、知事と被災市町長の協議の対象となる災害の規模は、具体例として次に挙げるとおりですが、災害発生のつど、知事と被災市町長との協議で適用、不適用を決定することとなります。

[例]

- ・ 県内で5世帯以上の住宅が全壊した災害と概ね同規模程度の災害（半壊10世帯以上、床上浸水15世帯以上の災害等）
- ・ 1の市町で3以上の住宅が全壊したもの
- ・ 隣接府県境で大規模な災害が発生し、隣接府県が国の支援制度の対象となった場合 など

(3) 補助対象事業

- ① この要綱に基づく補助金の交付対象となる事業は、市町が自然災害により住宅の被害を受けた者（以下「支援対象者」という。）に対して、次に掲げる支援金を、それぞれ下表に掲げる額を上限として、生活の再建に資するための支援金を交付する事業とします。
 - ・ 住宅の被害の程度に応じて交付する支援金（以下「基礎支援金」という。）
 - ・ 住宅の再建方法に応じて交付する支援金（以下「加算支援金」という。）
- ② 加算支援金については、被災時に居住していた市町内で住宅の再建を行う場合に限ります。

【基礎支援金】

(単位：千円)

支援金の種類	世帯構成	住宅の被害の程度				
		全壊	解体	大規模半壊	半壊	床上浸水
基礎支援金	複数世帯	1,000	1,000	500	350	250
	単身世帯	750	750	375	262	187

【加算支援金】

(単位：千円)

支援金の種類	世帯構成	住宅の再建方法					
		建設・購入	補修			賃借(公営住宅を除く。)	
			全壊・解体・大規模半壊の場合	半壊の場合	床上浸水の場合		床上浸水の場合
加算支援金	複数世帯	2,000	1,000	750	250	500	250
	単身世帯	1,500	750	562	187	375	187

【総括表】

(単位：千円)

区分	①基礎支援金		②加算支援金		計(最大) ①+②
	住宅の被害の程度	交付額	住宅の再建方法	交付額 (最大)	
複数世帯	全壊世帯 解体世帯	1,000	建設・購入	2,000	3,000
			補修	1,000	2,000
			賃借(公営住宅を除く。)	500	1,500
	大規模半壊世帯	500	建設・購入	2,000	2,500
			補修	1,000	1,500
			賃借(公営住宅を除く。)	500	1,000
	半壊世帯	350	補修	750	1,100
			賃借(公営住宅を除く。)	500	850
	床上浸水世帯	250	補修	250	500
賃借(公営住宅を除く。)			250	500	
単身世帯	全壊世帯 解体世帯	750	建設・購入	1,500	2,250
			補修	750	1,500
			賃借(公営住宅を除く。)	375	1,125
	大規模半壊世帯	375	建設・購入	1,500	1,875
			補修	750	1,125
			賃借(公営住宅を除く。)	375	750
	半壊世帯	262	補修	562	824
			賃借(公営住宅を除く。)	375	637
	床上浸水世帯	187	補修	187	374
賃借(公営住宅を除く。)			187	374	

(4) 支援対象者

支援対象者は、自然災害により住宅が全壊、大規模半壊、半壊もしくは床上浸水の被害を受けた世帯、またはやむを得ない事由により、住宅を解体した世帯の世帯主とします。

なお、被災者生活再建支援法の支援の対象となる者は、支援対象者となりません。

(5) 補助対象経費および補助率

知事は、補助事業者が支援対象者に支援金を交付したとき、その交付した額の3分の2以内の額を補助します。

■滋賀県被災者生活再建支援事業費補助金交付要綱のポイント

○適用条件

自然災害により以下のいずれかに該当する場合に適用します。

- (1) 県内で5世帯以上の住宅に全壊被害が発生したとき
- (2) その他知事と被災市町長の協議により特に必要と認めたとき



協議の対象となる災害の規模の例

- ・ 県内で5世帯以上の住宅が全壊した災害と概ね同規模程度の災害（半壊10世帯以上、床上浸水15世帯以上の災害等）
- ・ 1の市町で3以上の住宅が全壊したもの
- ・ 隣接府県境で大規模な災害が発生し、隣接府県が国の支援制度の対象となった場合 など

○補助事業者

要綱に基づく補助金の交付対象となる事業者は、自然災害により住家の全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水の被害が発生した市町とします。

○補助対象事業

要綱に基づく補助金の交付対象となる事業は、補助事業者が支援対象者に対して要綱別表1および別表2に掲げる額を上限として基礎支援金、加算支援金を交付する事業とします。

○支援対象者

支援対象者は、自然災害により住宅が全壊、大規模半壊、半壊もしくは床上浸水の被害を受けた世帯などの世帯主とします。

なお、被災者生活再建支援法の支援の対象となる者は、支援対象者とはなりません。

○補助率

知事は、補助事業者が支援対象者に要綱第5条第1項に規定する支援金を交付したとき、その交付した額の3分の2以内の額を補助します。